



公告

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1 業務の概要

(1) 業務名

統合型地理情報システムサービス提供業務委託

(2) 業務の目的

行政事務の高度化・効率化、住民サービスの向上を図るため、機能・操作性を向上させたシステムを構築し、更なる地理空間情報の有効活用に資するシステムを提供する。

(3) 業務内容

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る説明書（以下「説明書」という。）によります。

(4) 履行期限

契約の日から平成26年9月30日まで

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 参加者の資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

ウ 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 測量法第57条の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

オ 国又は地方公共団体の地理情報システムの開発業務を誠実に履行した実績を有すること。

カ 当該業務の実施体制

配置予定技術者として、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条第1項の規定による情報処理技術者試験のうち、次のいずれにも合格した者を配置できる者であること。（技術者1人がすべての試験に合格している必要はありません。）

(7) システムアナリスト試験

(4) プロジェクトマネージャ試験

(9) アプリケーションエンジニア試験

キ 長野県内に本店を有する者であること。

(2) 共同企業体を構成する場合の事項

ア 共同企業体を構成するすべての者は、(1)アからエまでに掲げる事項に該当する者であることとし、その構成員数は2者とします。

イ 共同企業体を構成する者のうち、どちらか一方の構成員が

(1)オからキまでに掲げる事項に該当する者であることとします。

3 応募の方法

(1) 説明書の交付

説明書は、長野県企画部情報統計課で交付します。なお、長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/josei/kashokai.htm>）からダウンロードできます。

(2) 技術提案書の提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 平成21年5月14日（木）午後5時

郵送による場合は、平成21年5月13日までの消印のあるものに限り受け付けます。

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用電話番号 380-8570）

長野県企画部情報統計課

ウ その他 技術提案書の提出を希望する者は、平成21年5月7日（木）までに説明書に定める参加表明書をイの場所に提出してください。

4 その他

(1) その他詳細については、説明書によります。

(2) この公募について不明な事項は、長野県企画部情報統計課（電話 026（235）7072）に問い合わせてください。

情報統計課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年4月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人有機農業技術会議

3 代表者の氏名

西村 和雄

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡波田町5632番地

財団法人自然農法国際研究開発センター農業試験場内

5 定款に記載された目的

この法人は、農を変えたい！全国運動の基本方針に則り、有機農業技術の研究開発・体系化・普及と、地域環境の保全・回復に貢献できる農業者の育成を通じて、真に安全で安心できる食物や環境の実現に資することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成21年4月23日

長野県知事 村 井 仁

1 試験日時

平成21年8月5日(水) 午前10時から正午まで

2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市荒井3497)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験(筆記方式)
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)
- (2) 受験手数料

受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印しないでください。)納付してください。
- (3) 受付期間

平成21年6月1日(月)から6月19日(金)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成21年6月19日までの消印があるものに限り受け付けます。)
- (4) 受付場所
 - ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県衛生部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

ウ 次の表に掲げる保健福祉事務所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名称	所在地
飯田保健福祉事務所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
- イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

7 合格発表

平成21年9月9日(水)午前9時に長野県内の保健福祉事務所、保健福祉事務所支所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

8 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。
- (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは保健福祉事務所支所に行ってください。

薬事管理課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月23日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)アリオ上田

上田市天神三丁目土地区画整理事業区域内1街区 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

日本たばこ産業株式会社

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8番地8 ほか

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年9月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
29,500平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 1,700台
 - (2) 駐輪場の収容台数 875台
 - (3) 荷さばき施設の面積 694平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 276立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
11か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成21年4月10日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成21年4月23日から平成21年8月24日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップランドデリシア飯山店
飯山市大字静間字米黒419番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 アップランド
松本市大字今井7155番地28

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) アップランド飯山店
(変更後) アップランドデリシア飯山店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

建物設置者の名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社アップランド	瀧澤 知 峰	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

建物設置者の名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社アップランド	小 磯 恵 司	松本市大字今井7155番地28

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社アップランド	瀧澤 知 峰	松本市大字今井7155番地28
有限会社ヌボー生花店	山 崎 昭 宏	長野市大字北尾張部715番地7
有限会社セキ・スタジオ	関 修	飯山市仲町2333-1
有限会社よねくら	米 倉 紀 昭	飯山市大字飯山2866番地4
小野澤 久 世	—	飯山市大字蓮1553番地

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社アップランド	小 磯 恵 司	松本市大字今井7155番地28
有限会社ヌボー生花店	山 崎 昭 宏	長野市大字北尾張部715番地7
有限会社セキ・スタジオ	関 修	飯山市仲町2333-1
有限会社よねくら	米 倉 紀 昭	飯山市大字飯山2866番地4

4 変更した年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称 平成21年4月1日
- (2) 株式会社アップランドの代表者氏名 平成20年4月25日
- (3) 小野澤久世の退店 平成21年4月1日

5 届出年月日

平成21年4月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年4月23日から平成21年8月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年 4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップランドデリシア飯山店
飯山市大字静岡字米黒419番地 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社 アップランド
松本市大字今井7155番地28
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップランド	午前9時	午後10時	午前9時	午後11時
有限会社ヌポー生花店				
有限会社セキ・スタジオ				
有限会社よねくら				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後10時30分	午前8時30分～午後11時30分

- 4 変更年月日
平成21年 4月16日
- 5 届出年月日
平成21年 4月 1日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年 4月23日から平成21年 8月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

県営日滝原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年 4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営日滝原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年 4月24日から 5月27日まで
- 3 縦覧の場所
須坂市役所及び上高井郡高山村役場

農地整備課

公告

県営木島地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成21年 4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営木島地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年 4月24日から 5月27日まで
- 3 縦覧の場所
飯山市役所及び下高井郡木島平村役場

農地整備課

産業政策課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成21年4月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 組合の名称
茅野市西茅野土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成10年10月12日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
茅野市宮川字ハマバ、字焼場、字外垣外、字白口、字新田、字堀尻、字南垣外、字穴田、字六反田、及び字中島の各全部並びに宮川字棚田、字切田、字ケイゲン、字中村、字イモリ沢、字腰巻、字蟹畑、字熊柳、字大洞、字出ノ久保、字芳ヶ崎、字善総田、字前田、字横山、字西山、字日向林、字火燈、字大棚、字ソリ田、及び字松原の各一部の区域
- 4 事務所の所在地
茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内
- 5 設立認可の年月日
平成10年10月5日
- 6 変更認可の年月日
平成21年4月15日

都市計画課

公告

上伊那郡辰野町による北大出大日尻地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成21年4月23日

長野県上伊那地方事務所長 宮 坂 正 巳

- 1 土地改良事業の名称
元気な地域づくり交付金事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成18年10月24日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
上伊那郡辰野町
- 4 事務所の所在地
上伊那郡辰野町中央1番地
- 5 工事着手年月日
平成18年12月5日
- 6 工事完了年月日
平成21年3月23日

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月23日

長野県佐久建設事務所長 戸 田 明 宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
ダム貯水池の水質調査業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成22年1月10日まで
 - (4) 履行場所
南佐久郡佐久穂町古谷 古谷ダム
北佐久郡御代田町草越 湯川ダム
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 計量法（平成14年法律第51号）第107条の規定により長野県知事から水中の物質の濃度の計量証明の事業登録を受けた者であること。
 - (5) 過去5年間に同種の水質調査業務の履行実績を有する者であること。
 - (6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
佐久市臼田2015
長野県佐久建設事務所 総務課
電話 0267 (82) 3101
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年5月21日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年5月7日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月23日

長野県長野建設事務所長 柳沢 廣文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

建設資材価格調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成21年9月30日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 公共工事に係る設計単価、工事単価又は労務単価調査等の調査業務の受託の実績を有する者であること。

(5) 一級土木施工管理技士、技術士(総合技術監理部門又は建設部門)又はシビルコンサルティングマネージャーのいずれかの資格を有している者を配置することができる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026(233)5151(代)

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年5月14日(木) 午前10時15分

イ 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎901号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年5月7日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成21年5月12日(火)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月23日

長野県長野建設事務所長 柳沢 廣文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

流木除去

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から80日間

(4) 履行場所

別表のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 北信地域(長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡の区域をいう。)に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおりです。

イ 場所 長野県長野合同庁舎 501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年5月8日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

履 行 場 所	入札及び開札の日時
長野市小鍋 裾花ダム	平成21年5月14日(木) 午前10時15分
長野市鬼無里 奥裾花ダム	平成21年5月14日(木) 午前10時15分

河川課